明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通六四）　一

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する件（財務・経済産業四）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
平成二十九年度・事業年度財務諸表（国立研究開発法人国立環境研究所・原子力損害賠償・廃炉等支援機構）、日本公認会計士協会決算、地方職員共済組合定款の一部変更関係　三九
地方公共団体
行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四一

省令

○国土交通省令第六十四号

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）の施行に伴い、並びに日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十八条第二項、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十四条第五項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第三十一条第二項の規定に基づき、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（日本下水道事業団法施行規則の一部改正）

第一条　日本下水道事業団法施行規則（昭和四十七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条　日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	**第一条**　日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　法第二十六条第二項に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務に関する事項	（新設）
十　その他業務に関し必要な事項	九　その他業務に関し必要な事項
（予算総則）	（予算総則）
第八条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。	**第八条**　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。
一　第十二条の規定による債務を負担する行為についての事項ごとの限度額及び支出すべき年限並びにその必要の理由	一　第九条の規定による債務を負担する行為についての事項ごとの限度額及び支出すべき年限並びにその必要の理由